

# 一時保育サービス お預かり基準

## 1. お預かりしている時に発生した体調不良時の対応

	症状	対応
1	嘔吐	一回嘔吐した時点でお迎え要請 ※食後など、嘔吐の原因が予測できるものは様子を見る。
2	下痢	水溶性便が出た時点でお迎え要請 ※軟便の場合は様子を見る。
3	発熱	37.5 度以上はお迎え要請

※保護者が面接等で OSAKA しごとフィールド内にいない場合には、ベビールームなどの別室で保護者が戻られるまで対応

## 2. その他、子供がかかりやすい感染症とその取扱い

※病院より「登園に関する意見書」をご提出いただく場合がございます

	病名	登園停止期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ病 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルク病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで 治癒するまで 治癒するまで 治癒するまで 治癒するまで 治癒するまで 治癒するまで 治癒するまで 治癒するまで 治癒するまで 治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 新型コロナウイルス感染症  百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふく） 風疹（三日ばしか） 水痘（水ぼうそう）/帯状疱疹 咽頭結膜炎（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで 発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで ※無症状感染の場合、検体採取日を 0 日として 5 日以上経過するまで 特有の咳がなくなるまで 解熱後 3 日を経過するまで 耳下腺等の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹がなくなるまで すべての発疹がかさぶたになるまで 症状がなくなった後、2 日を経過するまで 医師により感染の恐れがないと認められるまで 医師により感染の恐れがないと認められるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症（0-157） 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 溶連菌感染症 手足口病 伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 伝染性軟属腫（水いぼ） 伝染性膿痂疹（とびひ） 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症） RS ウイルス 突発性発疹 頭じらみ症	医師により感染の恐れがないと認められるまで 医師により感染の恐れがないと認められるまで 医師により感染の恐れがないと認められるまで 医師により感染の恐れがないと認められるまで 医師により感染の恐れがないと認められるまで 医師により感染の恐れがないと認められるまで 医師により感染の恐れがないと認められるまで 抗菌薬内服後 24～48 時間が経過するまで 発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるようになるまで 全身状態がよくなるまで 発熱や口腔の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるようになるまで 発熱や激しい咳が治まるまで。 患部を包帯などで覆えば登園可能。水遊びは不可 患部を包帯などで覆えば登園可能 嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事が取れるようになるまで 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと 解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと 駆除を開始していること